

公 示 用

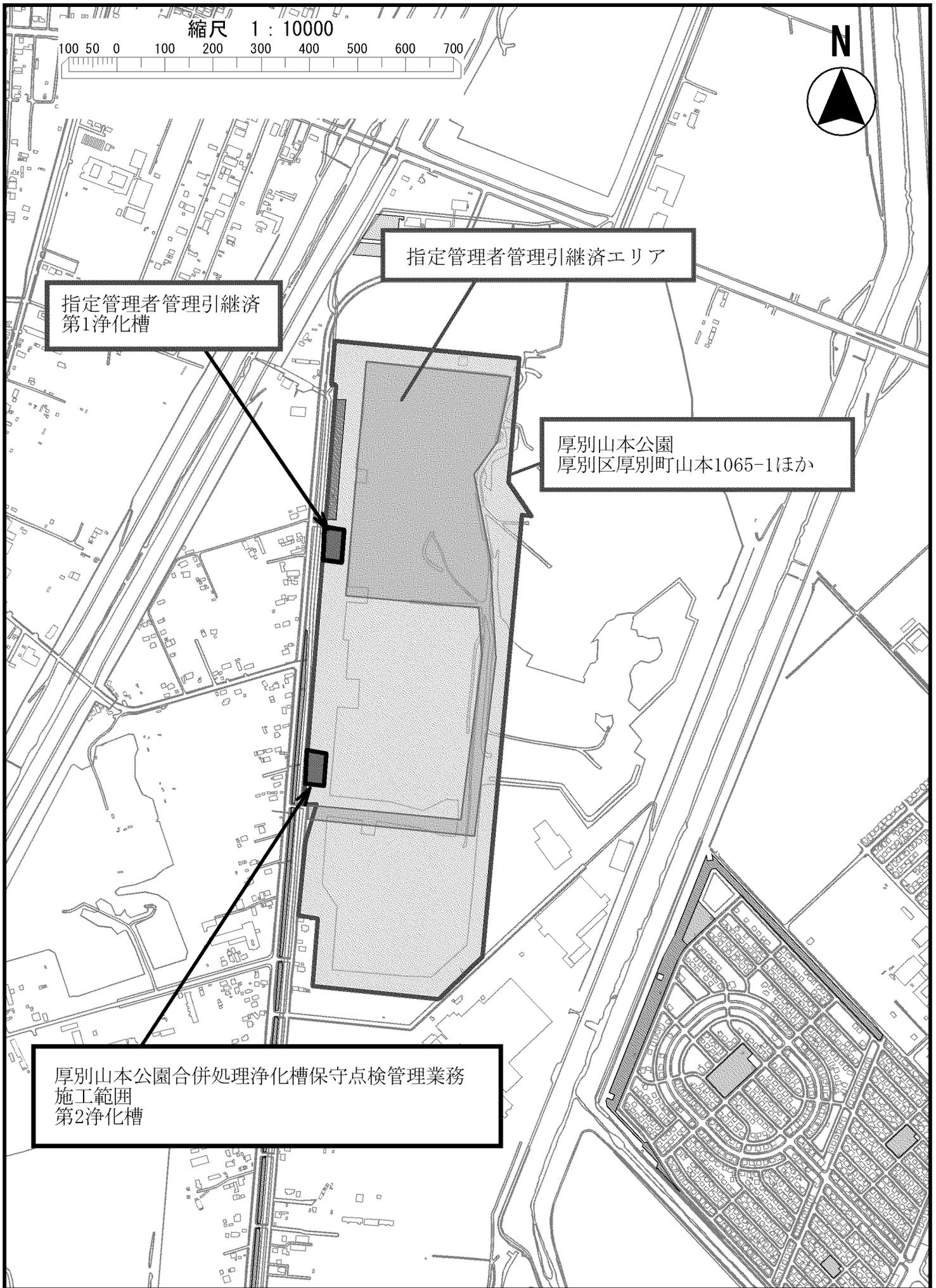
令 和 4 年 度 施 行

設 計 書

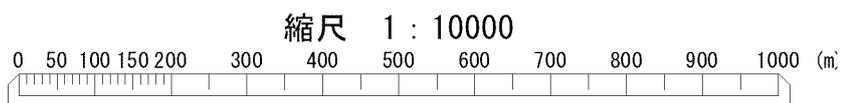
業 務 名 厚別山本公園合併処理浄化槽保守点検管理業務

札幌市建設局みどりの推進部

札 幌 市



位置図



厚別山本公園合併処理浄化槽保守点検管理 業務仕様書

【総則・一般】

1 目的及び概要

現在造成中の厚別山本公園は、市街化調整区域にあたり、汚水処理のため浄化槽が2基整備されている。このうち第1浄化槽（平成29年度整備）は、すでに指定管理者に管理引継ぎが完了している。

本業務は、令和2年度に整備した第2浄化槽の保守点検、清掃等の年間の維持管理を目的とする。

2 業務箇所

札幌市厚別区厚別町山本 1065-1 内（別途図参照）

3 履行期間

契約締結日から令和4年11月30日までとする。

4 適用範囲

本業務の仕様は本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書（国交省）、建築基準法、環境省関係浄化槽法施行規則、浄化槽法定検査判定ガイドライン（環境省）による。また、設計書、参考資料等と現地の状況に相違が生じた場合、及び天候その他不可抗力等による業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示をうけなければならない。

5 書類

受託者は、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

- ・業務報告書
- ・業務完了届

6 用地の使用等

- (1) 本業務箇所は、札幌市環境局所管の区域内のため、出入りの際には門扉の開錠を行う必要があるため、日時については、事前に担当職員とよく協議すること。また、受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きをとるものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

7 事故報告

受託者は、業務の履行中に事故が発生し、被災者がいる場合には被災者に対し、適切かつ迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務

事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

8 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、本市の環境方針（令和3年4月1日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

（1）車両関係

- ア 極力低公害車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- イ 環境負荷の少ない運転をすること。
- ウ アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
- エ 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。
また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

（2）その他

- ア 成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- イ 本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

9 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、農業取締法、毒物及び劇物取締法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

10 官公庁への手続き

- （1）業務履行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受託者において迅速に処理しなければならない。
- （2）関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

11 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

12 個人情報取扱注意事項

（1）個人情報を取り扱う際の基本的事項

受託者は、業務実施にあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（2）秘密の保持

受託者は、業務を実施するにあたって知り得た個人情報を他に漏らさないようにし

なければならない。

(3) (1)、(2)の規定は、この業務が完了し、又は解約された後においても、同様とする。

(4) 複写、複製の禁止

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報が記載された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(5) 目的外使用の禁止

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 資料等の返還

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報が記載された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(7) 事故の場合の措置

受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(8) 契約解除及び損害賠償

発注者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

1.4 調査に対する協力

受託者は、札幌市が自ら、又は札幌市が指定する第三者が行う調査に対し、担当職員の指示により、これに協力すること。

【業務内容】

1 業務内容

第2浄化槽：処理能力 393人槽、22m³/日、BOD10 mg/L

(1) 保守管理業務

・全機能点検

保守点検期間 4月20日～11月30日（7.5か月）想定

4月下旬：1回、5月～11月：月2回、全15回を想定

・消毒薬剤補充

次亜塩素酸ナトリウム 使用水量 22m³/日

薬剤注入率 20 mg/L

有効塩素量 70%

使用日数 225日 を想定

・汚泥引抜き

汚泥調整、清掃 前置担体流動槽 : 4.85m³

夾雑物除去層 : 13.57m³

嫌気ろ床槽 : 15.22m³

循環ろ過槽・消毒槽 : 3.69m³

3次処理担体ろ過槽 : 3.72m³

1回を想定（状況により2回）

・3次処理薬剤補充

凝集薬剤：ホリ塩化アルミニウム（PAC）

使用水量 22m³/日

薬剤注入率 50 mg/L

PAC 比重：1.2

使用日数 225日 を想定

中和薬剤：水酸化ナトリウム（NaOH）

水酸化ナトリウム（NaOH）25%

薬品計画消費量：3L/日

使用日数 225日 を想定

(2) 法定検査対応

・水質検査等

(3) 報告書作成

・【総則・一般】4. 適応範囲に記載した各仕様書に基づいた検査報告書。

・点検記録、並びに各薬剤注入記録。

・水質検査等の取りまとめ。

(4) 打合せ

- ・業務着手時、業務完了時（2回）

業務完了時に次年度以降の浄化槽維持管理業務の指標となる項目や管理、清掃等の回数について担当職員と協議すること。

- ・指定管理者並びに「第1浄化槽維持管理業者」との協議

厚別山本公園の一部は一般開放しており、指定管理者制度を用い維持管理を行っているため、指定管理者と協議調整を行うこと。また、指定管理区域内の第1浄化槽（平成29年整備）は、平成31年度より運転を開始していることから、第1浄化槽維持管理業者と協議を行い、現状の使用状況、電源の供給源、入口カギの施錠、業務に必要な調整等の情報共有を行うこと。

2 提供資料等

(1) 第2浄化槽詳細図

- ・令和2年度 厚別山本公園造成工事（その1）より抜粋

担当 札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課造園一係 安本 Tel 211-2525

業務名 厚別山本公園合併処理浄化槽保守点検管理業務

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務説明

1 業務の概要

第2浄化槽の保守管理

保守管理業務

1 式

法定検査対応

1 式

報告書作成

1 式

2 業務期間

契約締結日から令和4年11月30日までとする
(想定着手日 令和4年4月20日)

3 施行場所

(札幌市厚別区厚別町山本1065-1ほか)

4 仕様書

- ・厚別山本公園合併処理浄化槽保守点検管理 業務仕様書
- ・建築保全業務共通仕様書 (国交省)

5 提供資料

- ・第2浄化槽詳細図 (令和2年度 厚別山本公園造成工事 (その1) より抜粋)

本 業 務 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本 業 務 費	合併処理浄化槽 保守点検管理業 務		式	1			第 1 号内訳書
直接業務費計							
諸経費	経費		式	1			直接業務費の11.3% 策定単価調書より
業務価格							万円単位まるめ (諸経費にて調整)
	消費税等 相当額		式	1			10%
業務委託費							

厚別山本公園合併処理浄化槽保守点検管理業務

一金 円

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	代価番号 単価番号
全機能保守点検	年15回	業務	1				単算1
消毒薬剤	年15回	業務	1				単算2
汚泥引抜き調整		業務	1				単算3
3次処理薬剤		業務	1				単算4
法定点検対応		回	1				単算5
計							
再計							

札 幌 市

単価算出調書

No.	細目	単位	単価	積算の基礎	適用
1	全機能保守点検	業務		15回 × 円 =	策定単価調書より
				計 円	
2	消毒薬剤	業務		15回 × 円 =	策定単価調書より
				計 円	
3	汚泥引抜き調整	業務		1.0式 × 円 =	策定単価調書より
				計 円	
4	3次処理薬剤	業務		1.0式 × 円 =	策定単価調書より
				計 円	
5	法定点検対応	業務		1.0式 × 円 =	策定単価調書より
				計 円	